

令和5年3月29日開催

第78回京都市都市計画審議会議案

京都市都市計画審議会

第 7 8 回 京都市都市計画審議会議事事項

議 事 番 号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第 333 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 公園の変更について (京都市決定)	2・2・117号 松賀 茂公園の変更	1
計議第 334 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 公園の変更について (京都市決定)	3・3・150号 深草 西浦南公園の変更	3
計議第 335 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 用途地域の変更について (京都市決定)		5
計議第 336 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 高度地区の変更について (京都市決定)		8
計議第 337 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 防火地域及び準防火地域の変更について (京都市決定)		23
計議第 338 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 特別用途地区の決定について (京都市決定)	外環状線等沿道特別用 途地区の決定	25
計議第 339 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 特別用途地区の決定について (京都市決定)	産業集積特別工業地区 の決定	27
計議第 340 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 特定用途誘導地区の決定について (京都市決定)	らくなん進都鴨川以北 地区の決定	29

計 議 第 3 3 3 号
都 企 計 第 3 2 0 3 号
令 和 5 年 3 月 1 4 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定
に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園の変更（京都市決定）

都市計画公園中 1 1 7 号松賀茂児童公園を 2・2・1 1 7 号松賀茂公園に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・1 1 7	松賀茂公園	京都市左京区 松ヶ崎芝本町、 京都市左京区 松ヶ崎呼返町	約 0.20ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、持続可能な都市の構築に資する公園以外の土地利用に転換を図るため、本公園の未整備の計画区域を廃止するものである。

計 議 第 3 3 4 号
都 企 計 第 3 2 0 4 号
令 和 5 年 3 月 1 4 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園の変更（京都市決定）

都市計画公園中 3・3・150 号深草西浦南公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・150	深草西浦南公園	京都市伏見区 深草五反田町	約 1.5 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、持続可能な都市の構築に資する公園以外の土地利用に転換を図るため、本公園の未整備の計画区域を廃止するものである。

計 議 第 3 3 5 号
都 企 計 第 3 2 0 5 号
令 和 5 年 3 月 1 4 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京 都 都 市 計 画（京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画）
用 途 地 域 の 変 更（京 都 市 決 定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積			建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約	148	ha	5/10 以下	3/10 以下	—	100 m ²	10m	1.0%
	約	896	ha	6/10 以下	4/10 以下	—	100 m ²	10m	6.0%
	約	2,003	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	13.4%
	約	496	ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	3.3%
	小計	約	3,543	ha					23.7%
第二種低層住居専用地域	約	17	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	0.1%
	約	3	.7 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	0.0%
	小計	約	21	ha					0.1%
第一種中高層住居専用地域	約	94	ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	0.6%
	約	2,188	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.6%
	約	12	ha	30/10 以下	6/10 以下				0.1%
	小計	約	2,294	ha					15.3%
第二種中高層住居専用地域	約	672	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.5%
	約	35	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計	約	707	ha					4.7%
第一種住居地域	約	1,752	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.7%
	約	67	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.4%
	小計	約	1,819	ha					12.1%
第二種住居地域	約	993	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.6%
	約	204	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.4%
	小計	約	1,197	ha					8.0%
準住居地域	約	8	.0 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.1%
	約	77	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
	小計	約	85	ha					0.6%
近隣商業地域	約	198	ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.3%
	約	737	ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	4.9%
	約	73	ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.5%
	小計	約	1,008	ha					6.7%
商業地域	約	16	ha	30/10 以下	—	—	—	—	0.1%
	約	515	ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.4%
	約	64	ha	50/10 以下	—	—	—	—	0.4%
	約	280	ha	60/10 以下	—	—	—	—	1.9%
	約	225	ha	70/10 以下	—	—	—	—	1.5%
	小計	約	1,100	ha					7.3%
準工業地域	約	1,584	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	10.6%
	約	214	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.4%
	約	48	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.3%
	小計	約	1,846	ha					12.3%
工業地域	約	433	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.9%
	約	491	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.3%
	約	368	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.5%
	小計	約	1,292	ha					8.7%
工業専用地域	約	68	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
合計	約	14,980	ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(適用除外)

1 次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備等（以下、「公共施設等の整備等」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下、「最低敷地面積」という。）の規定に適合する土地若しくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条の 2 第 3 項の規定により最低敷地面積の規定を適用しないこととされる土地で、公共施設等の整備等に伴い、面積が減少し、かつ、最低敷地面積の規定に適合しないものについては、面積減少後の土地についてその全部を一の敷地として使用し、又は公共施設等により分割された各々を一の敷地として使用する場合には、最低敷地面積の規定を適用しない。ただし、公共施設等の整備等が行われる際、既に最低敷地面積の規定に違反していた敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に違反することとなる土地についてはこの限りではない。

(1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。

(2) 河川、水路その他の公共施設

(3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園

(4) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 3 第 4 項第 3 号に該当する通路

2 前項の規定は、公共施設等の整備等の後に、最低敷地面積の規定に適合するに至った建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に適合するに至った土地については適用しない。

理 由

本都市計画は、暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、若者・子育て世代が「京都で住みたい、学びたい、働きたい、子育てしたい」とより一層思える魅力的な空間の創出を図ることを目的に、用途地域を変更するものである。

計 議 第 3 3 6 号
都 企 計 第 3 2 0 6 号
令 和 5 年 3 月 1 4 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京 都 都 市 計 画（京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画）
高 度 地 区 の 変 更（京 都 市 決 定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
10 m高度地区	約 3,563 ha	建築物の高さは、その最高限度を10メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、10メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部並びに第一種中高層住居専用地域の一部
12 m 第1種高度地区	約 387 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
12 m 第2種高度地区	約 234 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

12m 第3種高度地区	約 63 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
12m 第4種高度地区	約 74 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域及び商業地域の各一部
15m 第1種高度地区	約 1,965 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域の各一部
15m 第2種高度地区	約 1,360 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

15m 第3種高度地区	約 912 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
15m 第4種高度地区	約 457 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
20m 第1種高度地区	約 816 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
20m 第2種高度地区	約 1,372 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

20m 第3種高度地区	約 998 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合には、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
20m 第4種高度地区	約 579 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合には、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
25m高度地区	約 61 ha	建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合には、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部
31m 第1種高度地区	約 539 ha	建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合には、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
31m 第2種高度地区	約 6.2 ha	1 次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合には、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が五条通に2メートル以上接し、かつ、敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物 (2) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通の境界線までの距離が2メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通以外の敷地境界線までの距離が1メートル	商業地域の一部

		ル以上の敷地に存する建築物（建築基準法施行令（以下「建基法施行令」という。）第１３０条の１２に定める建築物の部分を除く。） (3) 事務所若しくは研究施設（以下「事務所等」という。）又は延べ面積の２分の１以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合においては、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。）とする。	
３１ｍ 第３種高度地区	約 １９ ha	1 工場、事務所若しくは研究施設（以下「工場等」という。）又は延べ面積の２分の１以上を工場等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合においては、３１メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合においては、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部
３１ｍ 第４種高度地区	約 ２９１ ha	1 工場等若しくは倉庫又は延べ面積の２分の１以上を工場等若しくは倉庫の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合においては、３１メートルからその	工業地域の一部

		部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。) とする。 ２ 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合には、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。)	
３１ｍ 第５種高度地区	約 ２１ ｈa	１ 次に掲げる(１)及び(２)を満たす建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合には、３１メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。) (１) 敷地が油小路通、烏丸通、河原町通又は九条大路に６メートル以上接し、かつ、敷地面積が５００平方メートル以上の建築物 (２) 事務所等又は延べ面積の２分の１以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の３分の１以下とする。) ２ 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合には、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。)	商業地域の一部
３１ｍ 第６種高度地区	約 ２１ ｈa	１ 次に掲げる(１)及び(２)を満たす建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合には、３１メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。) (１) 敷地が油小路通、烏丸通、竹田街道、河原町通又は九条大路に６メートル以上接し、かつ、敷地面積が５００平方メートル以上の建築物	商業地域の一部

		(2) 事務所等又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の3分の1以下とする。） 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	
31m 第7種高度地区	約 11 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が七条通又は七本松通に2メートル以上接する建築物 (2) 1階における建築物の床面積（建築基準法（以下「建基法」という。）第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分の床面積を除く。この号、31m第8種高度地区第1項第3号、空間創出型高度地区第2項第3号及び備考5において同じ。）のうち、次に掲げる用途（当該用途に供する建築物に付属する施設の用途を含む。）以外の用途（以下「特定用途」という。）に供する部分（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅にあっては、その居住の用に供する部分以外の部分）の床面積の合計（以下「特定用途面積」という。）が当該階の床面積の2分の1以上であるもの ア 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。） イ 共同住宅 ウ 寄宿舍又は下宿 エ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。） オ 倉庫その他これに類するもの	商業地域及び準工業地域の各一部

		2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	
31m 第8種高度地区	約 25 ha	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「風俗営業等」という。）以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が外環状線に2メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が2メートル以下の範囲内にある部分に空地（建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物の類を築造していないものをいう。空間創出型高度地区第2項第2号において同じ。）が設けられているもの (3) 1階における特定用途面積が当該階の床面積の2分の1以上であること。ただし、1階における特定用途面積と2階における特定用途面積の2分の1に相当する面積との合計が1階の床面積の2分の1以上である建築物については、1階における特定用途面積が当該階の床面積の4分の1以上であるもの 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部

31m 第9種高度地区	約 262 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舍又は延べ面積の2分の1以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舍の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 共同住宅又は寄宿舍の住戸の外壁から隣地境界線までの距離が2メートル以上の建築物 (2) 共同住宅又は寄宿舍の住戸の居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものが、防音上効果がある又は防音上支障がないものとして市長が定める構造である建築物 (3) 共同住宅又は寄宿舍にあつては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部
31m 第10種高度地区	約 89 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舍又は延べ面積の2分の1以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舍の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもの（共同住宅又は寄宿舍にあつては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物に限る。）の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、	準工業地域の一部

		31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。)とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合には、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	
31m 第11種 高度地区	約 111 ha	1 共同住宅又は延べ面積の2分の1以上を共同住宅の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合には、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物 (2) 環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合には、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部
空間創出型 高度地区	約 38 ha	1 建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合には、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項の規定は、風俗営業等以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(4)までの全てを満たすもので、かつ、市長が、当該建築物が存する	商業地域の一部

		地域の良好な景観の形成に支障がないと認めた建築物については、適用しない。 (1) 敷地が外環状線又は大宅西野山線に2メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線及び大宅西野山線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が3メートル以下の範囲内にある部分に空地が設けられているもの (3) 1階における特定用途面積が当該階の床面積の2分の1以上であること。ただし、1階における特定用途面積と2階における特定用途面積の2分の1に相当する面積との合計が1階の床面積の2分の1以上である建築物については、1階における特定用途面積が当該階の床面積の4分の1以上であるもの (4) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が2メートル以上の敷地に存する建築物	
--	--	--	--

(制限の緩和)

- 1 北側斜線制限（本計画書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限。以下同じ。）については、建基法施行令第135条の4を準用する。
- 2 建基法第86条第1項、同条第2項若しくは同法第86条の2第1項の規定による認定を受けたもの又は同法第86条第3項、同条第4項、同法第86条の2第2項若しくは同条第3項の規定による許可を受けたものについては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。
- 3 敷地が2以上の高度地区にまたがる場合、それぞれの高度地区の境界（以下「高度地区界」という。）において、高度地区界より北側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値が、当該高度地区より南側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値より大きい場合においては、敷地の全部が当該高度地区界より北側にあるものとみなし、北側斜線制限を適用する。
- 4 12m高度地区において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きをもつ、切妻、寄棟、入母屋その他これらに類する屋根をいう。以下同じ。）を有する建築物（歴史遺産型美観地区（都市計画法（以下「都計法」という。）第8条第1項第6号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区をいう。以下同じ。）内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 5 15m高度地区において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物（歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 6 12m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であつて、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 7 15m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建

築物であつて、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。

- 8 31m第3種高度地区、31m第4種高度地区又は31m第9種高度地区において、市長が工業の利便の増進に資するものとして認めた建築物は工場等とみなす。

(適用除外)

- 1 10m高度地区、12m第1種高度地区、15m第1種高度地区又は20m第1種高度地区内の建築物で次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、本計画書の北側斜線制限は適用しない。

- (1) 地階を除く階数が2以下の建築物で、軒の高さが6.5メートル以下、かつ、建築物の高さが10メートル以下でこう配屋根を有するもの
- (2) 建築物の高さが6.5メートル以下のもの

- 2 次に掲げる建築物については、本計画書の規定を適用しない。

- (1) 建基法第55条第2項の規定に基づく認定を受けたもの
- (2) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内にあり、かつ、同条第2項第3号に規定する地区整備計画において、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
- (3) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画において、次に掲げるアからエまでの全ての制限が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの

ア 建築物等の用途の制限

イ 壁面の位置の制限

ウ 建築物等の高さの最高限度

エ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

- (4) 名神高速道路以南、国道1号線以東、宇治川以北、近鉄京都線以西、かつ、東高瀬川以西の地域において、31m第1種高度地区かつ、商業地域又は準工業地域にあり、敷地面積が1,000平方メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のものをいう。）の境界線までの距離が5メートル以上の建築物（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）

- (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において駅前商業地区、センター商業地区又は高層住宅地区として区分された区域内の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 敷地面積が2,000平方メートル以上のもの

イ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が6メートル以上のもの（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）

ウ 建基法第53条第1項に規定する建築物の建蔽率が10分の5以下（建基法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地にあつては10分の6以下）の敷地内におけるもの

- (6) 高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物で、当該都市計画において定められた内容に適合しない部分（以下「不適格部分」という。）を有する建築物で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。

ア 昇降機等の増築で、市長が、高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認めるもの

- イ 新たに不適格部分を生じさせない増築で、市長が、用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めるもの
- ウ 塔屋等の屋上部分の高さが3メートル（2.5m高度地区、3.1m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあっては4メートル）を超え、かつ、当該塔屋等が存しないとした場合の建築物の高さが、本計画書に定める建築物の高さの最高限度以下である建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）
- エ 建築物の高さが北側斜線制限（高度地区の種類の変更によるものを除く。）にのみ適合しない建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）

（許可による特例）

- 1 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、本計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができる。
 - (1) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用、建築物の位置、規模及び各部分の高さ等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するもの
 - (2) 学校、病院その他の公共、公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要なもの
 - (3) 京都市のまちづくりの方針及び当該建築物が存する地域のまちづくりに関する方針に適合し、土地利用、建築物の位置、規模、形態、意匠、敷地内の空地等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域の良好な景観形成及びまちづくりの推進に貢献する建築物
 - (4) 良好な沿道景観の形成に資するもの（北側斜線制限以外は本計画書の規定による高さの最高限度を超えない場合に限る。）
 - (5) 特例許可を受けた建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせず、用途上又は構造上やむを得ないもの）
 - (6) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の許可を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成、市街地の環境の整備改善又はまちづくりの推進を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。

（備考）

- 1 本計画書において使用する用語は、別に定めるもののほか、建基法及び建基法施行令において使用する用語の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定については、良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける修景装置（以下「屋上に設ける修景装置」という。）で次に掲げる(1)から(4)までの全てに適合するもの及び建築設備で次に掲げる(1)に適合するものの高さは、北側斜線制限を除き、当該建築物の高さに算入しない。
 - (1) 屋上に設ける修景装置及び建築設備を除いた部分（以下「本体部分」という。）の最高の高さから当該屋上に設ける修景装置及び建築設備の最上部までの高さが3メートル（2.5m高度地区、3.1m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあっては4メートル）を超えないこと。
 - (2) 本体部分と構造上分離されていること。
 - (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。
 - (4) 屋上に設ける修景装置の下部の空間が、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。
- 3 敷地が3.1m第2種高度地区第1項第1号、3.1m第5種高度地区第1項第1号、3.1m第6

種高度地区第1項第1号、31m第7種高度地区第1項第1号、31m第8種高度地区第1項第1号、31m第11種高度地区第1項第1号又は空間創出型高度地区第2項第1号に規定する接道長さ又は敷地面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、接道長さ又は敷地面積については、その他の地区の敷地の部分を含む。

4 建築物が31m第2種高度地区第1項第3号、31m第3種高度地区第1項、31m第4種高度地区第1項、31m第5種高度地区第1項第2号、31m第6種高度地区第1項第2号、31m第8種高度地区第1項本文、31m第9種高度地区第1項本文、31m第10種高度地区第1項、31m第11種高度地区第1項本文又は空間創出型高度地区第2項本文に規定する建築物の用途の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、建築物の用途については、その他の地区の当該建築物の部分を含む。

5 敷地が31m第7種高度地区第1項第2号、31m第8種高度地区第1項第3号又は空間創出型高度地区第2項第3号に規定する特定用途面積及び床面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、特定用途面積及び床面積については、その他の地区の部分を含む。

6 建築物が31m第9種高度地区第1項第2号若しくは第3号、31m第10種高度地区第1項又は31m第11種高度地区第1項第2号に規定する防音上効果がある若しくは防音上支障がない構造又は環境性能の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、当該構造又は性能の制限は、その他の地区の当該建築物の部分にも適用する。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、若者・子育て世代が「京都で住みたい、学びたい、働きたい、子育てしたい」とより一層思える魅力的な空間の創出を図ることを目的に、高度地区を変更するものである。

計 議 第 3 3 7 号
都 企 計 第 3 2 0 7 号
令 和 5 年 3 月 1 4 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）防火地域及
び準防火地域の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
防火地域及び準防火地域の変更（京都市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 183 ha	
準 防 火 地 域	約 7, 199 ha	
合 計	約 7, 382 ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、若者・子育て世代が「京都で住みたい、学びたい、働きたい、子育てしたい」とより一層思える魅力的な空間の創出を図ることを目的に、用途地域の変更に併せて、防火地域及び準防火地域を変更するものである。

計 議 第 3 3 8 号
都 企 計 第 3 2 0 8 号
令 和 5 年 3 月 1 4 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区
の決定について（付議）

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
特別用途地区の決定（京都市決定）

都市計画特別用途地区（外環状線等沿道特別用途地区）を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
外環状線等沿道 特別用途地区		
第 1 種地区	約 3 8 ha	
第 2 種地区	約 2 5 ha	
合 計	約 6 3 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、地下鉄東西線や新十条通の整備などにより高まった市内中心部や南部方面等へのアクセス性をいかし、幹線沿道・沿線を中心に、新たな魅力の創出や活力の向上に資する多様な都市機能を誘導し、若者・子育て世代のニーズに合った居住環境の創出が図られるよう、まちに暮らす人々が行き交い、安心・快適で歩きたくなるような賑わいと潤いある都市空間の形成を図ることを目的に、用途地域等の変更に併せて、「外環状線等沿道特別用途地区」を定めるものである。

計 議 第 3 3 9 号
都 企 計 第 3 2 0 9 号
令 和 5 年 3 月 1 4 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区
の決定について（付議）

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
特別用途地区の決定（京都市決定）

都市計画特別用途地区（産業集積特別工業地区）を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
産業集積特別工業地区		
第1種地区	約 1 5 4 ha	
第2種地区	約 1 2 3 ha	
合 計	約 2 7 7 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、都市同士がまちの魅力や活力を相互に高め合う好循環を生み出し、「京都都市圏」としての求心力を高める新たな拠点の形成が図られるよう、新たな産業拠点づくりが進展する向日町駅周辺や職住近接などの新しいまちづくりが進展する淀駅周辺の工業地域において、隣接市町の都市開発や将来的な基盤整備との一体的な都市機能の集積を図ることを目的に、用途地域等の変更に併せて、「産業集積特別工業地区」を定めるものである。

計 議 第 3 4 0 号
都 企 計 第 3 2 1 0 号
令 和 5 年 3 月 1 4 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導
地区の決定について（付議）

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
特定用途誘導地区の決定（京都市決定）

都市計画特定用途誘導地区（らくなん進都鴨川以北地区）を次のように決定する。

種類	面積	建築物等の 誘導すべき用途	建築物の 容積率の最高限度	備考
特定用途誘導地区 (らくなん進都鴨川以北地区)				
A地区	約 52 ha	別表第1に掲げる 要件を満たすと市 長が認めたもの	別表第2のとおり	
B地区	約 157 ha			
合計	約 209 ha			

別表第1

1 事務所又は研究施設の用途に供する部分の床面積（建築基準法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分の床面積を除く。以下同じ。）の合計の床面積の合計に対する割合が2分の1を超えること。 2 事務所及び研究施設以外の用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の敷地面積に10分の40を乗じて得た面積以下であること。ただし、建築物の敷地が特定用途誘導地区の内外にわたる場合は、特定用途誘導地区内にある建築物の敷地の各部分について建築物の敷地面積に10分の40を乗じて得た面積と特定用途誘導地区外にある建築物の敷地の部分の面積に当該区域の容積率の上限の数値を乗じて得た面積との合計以下であること。 3 事務所、研究施設及び工場以外の用途に供する部分の床面積の合計が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積以下であること。 (1) 建築物の敷地の全部がA地区内にある場合は、建築物の敷地面積に10分の30を乗じて得た面積 (2) 建築物の敷地の全部がB地区内にある場合は、建築物の敷地面積に10分の20を乗じて得た面積 (3) 建築物の敷地がA地区とB地区の区域にわたる場合（(4)に該当する場合を除く。）は、A地区の区域内にある建築物の敷地の各部分の面積に10分の30を乗じて得た面積とB地区の区域内にある建築物の敷地の各部分の面積に10分の20を乗じて得た面積との合計 (4) 建築物の敷地が特定用途誘導地区の内外にわたる場合は、特定用途誘導地区内にある建築物の敷地の各部分について(1)、(2)又は(3)の例により算定した面積と特定用途誘導地区外にある建築物の敷地の部分の面積に当該区域の容積率の上限の数値を乗じて得た面積との合計 4 公共施設の整備を伴うこと。 5 市民、事業者、学生など、広く一般の用に供される、産業や文化、交流機能を備えること。

6 敷地面積、建築物の配置及び建築面積が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 敷地面積が10,000㎡以上

イ 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）が10m以上。ただし、次のいずれかに該当する場合については適用しない。

(ア) 図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店若しくは診療所の用途に供する建築物又は建築物の部分で、当該建築物又は建築物の部分の地階を除く階数が2以下かつ高さが15m以下であるもの

(イ) 守衛所、自転車置場、バス停留所の上屋その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの

(ウ) 決定時に現に存する又は現に建築の工事中である建築物又は建築物の部分

ウ 建築物の建築面積の合計の敷地面積に対する割合（以下「特定建蔽率」という。）が10分の5以下（建築面積の合計からは、敷地境界線からの水平距離が10mの範囲内にあるイ(ア)の建築物又は建築物の部分を除く。）

(2) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 敷地面積が5,000㎡以上

イ 外壁の後退距離が5m以上。ただし、(1)イ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合については適用しない。

ウ 特定建蔽率が10分の5以下（建築面積の合計からは、敷地境界線からの水平距離が5mの範囲内にある6(1)イ(ア)の建築物又は建築物の部分を除く。）

(3) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 敷地面積が2,000㎡以上

イ 特定建蔽率が10分の5以下

7 当該建築物の存する地域の良い景観の形成に支障がないもの

別表第2

建築物の容積率の最高限度は、次に掲げる数値とする。

(1) 別表第1に該当すると認めたもののうち、同表6(1)に該当する建築物は、10分の100

(2) 別表第1に該当すると認めたもののうち、同表6(2)に該当する建築物は、10分の80

(3) 別表第1に該当すると認めたもののうち、同表6(3)に該当する建築物は、10分の60

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、国内外の最先端のものづくり産業をはじめとする企業の知の集積地として、クリエイティブな人々や若い世代をひきつける新たな拠点の形成が図られるよう、土地の大街区化や高度利用により事務所及び研究施設を力強く誘導することを目的に、「特定用途誘導地区（らくなん進都鴨川以北地区）」を定めるものである。